

議長の権限強化

【現行制度等】

(議長の権限強化)

議長及び副議長 (地方自治法第103条)	第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。 ② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。
議長の議場の秩序保持権・議事整理権・議会代表権 (地方自治法第104条)	第百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。
議長の委員会への出席 (地方自治法第105条)	第百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。
議長の訴訟の代表 (地方自治法第105条の2)	第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。
議長の代理及び仮議長 (地方自治法第106条)	第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。 ② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。 ③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。
臨時議長 (地方自治法第107条)	第百七条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。
議長及び副議長の辞職 (地方自治法第108条)	第百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。
議場の秩序維持 (地方自治法第129条)	第百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。 ② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。
会議の傍聴 (地方自治法第130条)	第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことがで

	きる。 ② 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。 ③ 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。
事務局並びに事務局長、書記長、書記及びその他の職員 (地方自治法第138条)	第百三十八条 (略) ② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。 ③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。 ④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。 ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。 ⑥ (略) ⑦ 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。 ⑧ (略)
表決 (地方自治法第116条)	第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。